

中長期ビジョン素案原稿事前質疑に対する回答一覧

No.	質 疑	回 答	関連ページ
1	<p>国の諸計画との整合が必要と考える。<u>次の3点について、取組状況を教えて欲しい。</u>(場合によっては計画に盛り込む必要がある。)</p>		<p>第1章「計画策定の趣旨と位置付け」2、3ページ 1-2計画の位置付け</p>
	<p>(1) 上下水道の漏水検知にDX利用の推進を図る。 [日経新聞6年7月7日付]</p>	<p>本市では、衛星画像解析による漏水調査業務を令和5年度に実施しています。</p> <p>現在は、この成果(漏水可能性区域を示したもの)の精度を検証し有効性を確認するため、当該区域に絞り込んだ漏水調査業務を令和5年度に引き続き令和7年度に実施する予定としており、その検証結果により衛星画像解析による漏水調査の導入を検討することとしています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：水道管路課】</p>	<p>第3章「現状と課題」33ページ「ウ 有効率の向上」</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」54、55ページ 施策(6)脱炭素社会の実現に向けた取組</p>
	<p>(2) 経産省は自治体向けの「水道施設の管理手法や資金計画の指針」を7年3月を目途に改定する。 [日経新聞6年9月6日付]</p> <p style="text-align: center;">※経済産業省が管轄する工業用水道事業に関する質問</p>	<p>本市では、令和5年度に経済産業省の「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」に基づき「工業用水道配水管路耐震化計画」を策定し、令和6年度から耐震管による管路の布設替えや、耐震管の新設による既設管路との複線化(2条化)を実施することにより、経済的かつ効率的に管路の耐震適合化を進めています。また、令和8年度から工業用水道事業費補助金制度を活用する予定としています。</p> <p>施設・設備につきましては、本市には、浄水施設や送水施設はなく、計量装置、計装設備、監視設備のみであり、水道施設と同様の維持管理を行っているため、水道事業と合わせて、アセットマネジメントの手法による長寿命化計画により、計画的に更新を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：水道管路課、水道施設課】</p>	<p>第3章「現状と課題」28、29ページ (1)施設の更新や耐震化 イ 工業用水道事業</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」47ページ 施策(2)施設・管路の耐震化 ②管路の耐震化 イ 配水管路の耐震化(工業用水道)</p>

No.	質 疑	回 答	関連ページ
		<p>なお、これらにより可能な限り投資の平準化・低減化等を実施した上で、事業を安定して運営するため、企業債残高の管理水準や事業資金の確保目標をはじめ、適正に投資・財政計画を策定することとしており、次回審議会にて、具体的な数値をお示ししたいと考えております。</p> <p>また、これらに係る国の指針に変更があった場合は、情報収集に努め、適宜対応してまいりたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：財務経営課】</p>	
	<p>(3) 国交省は、自治体に対し、上下水道耐震化計画を7年1月末までに策定するよう求める。</p> <p style="text-align: right;">[日経新聞6年11月2日付]</p> <p>※「上下水道耐震化計画の策定について」(令和6年9月24日付け国土交通省参事官・水道事業課長・下水道事業課長通知)により、令和7年1月末までに、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画(令和7年度から5年程度)を策定することが求められている。</p>	<p>本市では、水道事業において重要給水施設管路の耐震化や主要配水池の耐震化に計画的に取り組んでいます。また、下水道事業においてはストックマネジメント計画などによる改築・更新に併せ、管路・施設の耐震化を行っています。</p> <p>今回の上下水道耐震化計画は、国土交通省から非常に短い期間での策定を求められておりますので、初回計画(今後5年間)は、既存の水道事業での計画を基本としながら、対象施設の選定などを行い、上下水道一体経営の強みを活かしながら、できるだけ効果的・効率的な計画を策定すべく、関係課所で調整しているところです。</p> <p style="text-align: right;">【担当：財務経営課】</p>	<p>第3章「現状と課題」 27～30ページ (1) 施設の更新や耐震化</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」47ページ 施策(2) 施設・管路の耐震化</p>
2	<p>停電時、マンションではポンプアップが停止し、上下水道が機能しない。マンションサイドで自家発電や上部貯水タンクの設置等が実施されている所はレアであろう。また、下関市には、タワーマンションなるものは見受けられないが、10F以上の住民はエレベーターが停止した状態で給水車からの水補給は極めて困難である。総合的な対策が必要と考える。</p>	<p>マンション等の給水方式には受水槽式や直結増圧式などがありますが、ポンプや増圧装置を設置する場合には、故障や停電時の断水に備え、水道メータからポンプや増圧装置までの間に非常用給水栓を設置するよう指導しています。この給水栓は直圧式で配水管の圧力により給水されますので、停電時でも飲料水を確保することができます。</p> <p>停電に限らず様々な災害に備え、各家庭においてペットボトルの備蓄やお風呂に水をためておくなど飲料水や生活用水を確保することを、今以上に周知していくことが必要であると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：お客さまサービス課】</p>	<p>第3章「現状と課題」 31ページ(2) 災害対策・災害対応</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」41、42ページ ②受水槽の管理方法と直結給水方式の情報提供</p>

No.	質 疑	回 答	関連ページ
3	<p>(1) 技術者の確保において、新規採用に積極的に取り組むべきであり、公務員採用試験のハードルはあるとしても、工業高校や大学(土木系?)に対し出前講座等の活用やインターンシップの導入等を検討されたい。</p>	<p>技術職の新規採用については、市職員全体の採用を行っている市総務部へ対して、毎年、一定数の職員が上下水道局へ配属されるよう要望しています。</p> <p>また、インターンシップについては、上下水道局の業務に魅力を感じてもらえるような就業体験プログラムを作成し、山口県インターンシップ推進協議会を通して、就業体験の受け入れを積極的に行っています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：総務課】</p>	<p>第3章「現状と課題」35ページ(2) 職員の減少、組織のスリム化、技術録の確保</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」51ページ 施策(3) 人材の確保・育成と技術継承</p>
	<p>(2) 広報活動の実効性を高めることは難しいと思われる。(私も委員になって初めてウォータートークを見た。) 上下水道に支障があって意識することはあっても平時には関心が薄いと思われる。やはり中学、高校の教育として取り上げてもらうべく出前講座(施設見学を含む)を活用することを努力されたい。特に、局サイドが学校に出向き、その活用を図るべく、行動することが肝要である。</p>	<p>上下水道局としても、広報活動の実効性を高めることについては、難しい課題であると認識しています。</p> <p>上下水道局では、小学4年生を対象とした水が綺麗になるまでの工程を実験する出前講座を行っており、事前に申込みがあった小学校へ出向いておりますが、申込み件数には例年ばらつきがあります。</p> <p>今後は、お客さまに興味・関心を持ってもらえるよう公共施設(市役所、4総合支所、12支所、公民館、市立小中学校等)及びイベント(水道週間・下水道の日、出前講座、施設見学等)でのチラシの配布、市報や水の情報誌「ウォータートーク」でより多くの情報を掲載するなど、広報活動の実効性の強化を図ります。</p> <p>また、ホームページやSNSを活用し、今までよりわかりやすい表現を用いながら、情報の発信回数を増やし、広報活動を実施してまいります。併せて動画の作成も予定しております。</p> <p>今後とも、お客さまに上下水道局の情報について、認識・理解していただくため、より良い積極的な広報活動が展開できるよう、引き続き研究してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【担当：総務課】</p>	<p>第3章「現状と課題」36ページ(3) お客さま満足度とコミュニケーション</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」55、56ページ 施策(7) 広報広聴活動の推進</p>

No.	質 疑	回 答	関連ページ
4	<p>空家の増加に対する上下水道の対応や対策を教えてください。</p> <p>【補足】</p> <p>(1) 使用水量が0のまま開栓中の空き家で、使用者と連絡が取れない場合の局の対応（一定期間経過後、職権で閉栓処理を行っているのかなど）</p>	<p>使用水量が0のまま開栓中で使用者と連絡がとれない場合の給水契約を、職権で解除することはありません。</p> <p>水道の使用水量が0の状態が続いている場合は、検針員が水道継続使用の確認と使用中止の案内を記載した文書を投函し、上下水道局への連絡をお願いしています。それでも連絡が無い場合は、お客さまの所在調査を行い、水道継続使用か使用中止の確認を行います。</p> <p style="text-align: right;">【担当：お客さまサービス課】</p>	<p>第3章「現状と課題」 16ページ(1)本市における人口の将来展望</p> <p>第5章「基本施策に基づく具体的な取組」、41ページ施策 (3)給水装置の管理</p>
	<p>(2) 空き家のままだと設備の老朽化が進み、水道の漏水や雨水の流入が発生した場合の局の対応（一定期間経過後、職権で本管との切り離しを行っているのかなど）</p>	<p>【水道について】</p> <p>配水管から分岐して敷地内に引き込まれている給水管は、お客さまの財産であり、維持管理についてはお客さまご自身が行うこととなっておりますが、配水管から水道メータまでの間については、条例等に無料修繕可能範囲として定めており、漏水が発生した場合は上下水道局が修繕を行っています。空家の水道メータから建物側で発生した漏水については、水道メータバルブの閉止や水道メータを撤去する方法で対応しています。</p> <p>なお、水道の使用中止から一定期間経過した住居の水道メータについては撤去するようにしています。</p> <p>また、漏水防止等水道の管理上必要があると認めたときは、本管から給水装置の切り離しを行うようにしています。</p>	

No.	質 疑	回 答	関連ページ
		<p>【下水道について】</p> <p>下水道の排水設備については、建物所有者等の排水設備設置者が維持管理することとなっており、老朽化に伴う蓋等の破損により雨水が流入する場合、排水設備設置者に修理を依頼することとしています。</p> <p>空家となって一定期間が経過した排水設備を、職権で本管から切り離すことは行っていません。</p> <p>排水設備が老朽化し雨水の流入が発生している空家を把握できていないのが現状であり、排水設備が老朽化した空家を把握することや排水設備の切り離しを行うことなどの対策を検討していかなければならないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：お客さまサービス課】</p>	